

令和4年度

社会福祉法人和順共生会

特別養護老人ホーム和順の里事業計画書

社会福祉法人和順共生会運営の理念

○ 共生（ともいき）思想を基礎に、共生社会の実現を目指す

- ① 共生（ともいき）思想とは、「私のいのちが、他のいのちによって生かされており、また私が生きる意味は、他のいのちを生かすことによって実現する」ということを内容としており、一人一人がお互いを認め合い、お互いを大切にし、ともに支えあって生きるということをあらわしている。
- ② 共生（ともいき）とは、「赤い色は、赤く輝き、黄色い色は、黄色く輝き、白い色は白く輝くということ」であるといわれているように、決して一人一人の個性を抑えて、お互いの協調を図るということではなく、協調の中からもその人らしさが発揮されるものである。
- ③ 共生（ともいき）は、入居者同士だけのものではなく、入居者と職員、職員同士の共生、そして地域社会との共生をも目指すものである。

○ 高齢期において介護が必要になっても、高齢者一人ひとりの個性が生かされ、生活への意欲が引き出せる、生きがいあふれる生活文化に基づく共生生活の場を創造する

- ① 特別養護老人ホームの入居者は、「身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする」人々である。まずは、生活を支えるための介護を丁寧に行うことが大切である。
- ② 介護が重要だからといって、介護を受けるだけの生活になってはならない。生活には、介護以外の沢山の要素がある。一人一人が、安心して過ごせる生活の場の提供と意欲と希望の持てる、尊厳のある生活を目指すものである。

○ これまでの高齢者福祉の到達点をふまえつつ、生活する高齢者が主人公となるよう社会福祉援助技術を探求し、21世紀の社会福祉援助技術の発展、福祉教育の充実に資する臨床の場を目指す

- ① 職員は、入居者一人一人のよりよき生活を支えるため、日々発展する新しい知識を蓄え、また、介護技術の向上を図るため、職員は常に研鑽に努める。
- ② また、実習生やボランティアを受け入れ、介護の本質を伝えるとともに、福祉教育の充実のために役立つ実習の場とする。

令和3年度介護報酬改定では、国は、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るとし、以下の5つの重点項目を示しています。重点項目と特別養護老人ホームに係るものをまとめると以下のようになります。

I. 感染症や災害への対応力強化

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ・災害への地域と連携した対応の強化

II. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるように取組を推進

○看取りへの対応の充実 ・施設における評価の充実

III. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進 LIFEの推進

○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

IV. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

V. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

そしてその他として、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化を上げています。

和順の里は、「地域包括ケアシステム」の一翼を担う施設として、令和4年度は和順の里の理念に基づきこれらの重点項目の内容を達成できるよう以下のような事業を行いたいと思います。

1. 佛教大学との協働事業

施設開設に全面的な支援をいただき、実質的な開設者である佛教大学との連携を大切に、以下の事業を協働します。

① 施設職員への研修事業

例年佛教大学教員や外部講師を招いて和順の里職員に対する施設内研修事業を行ってきましたが、引き続き和順の里職員のキャリアアップを目指して、この研修事業を行っていきます。

② 季節行事への学生ボランティアの受け入れ

施設の二大行事であるさくら祭り、秋祭り等に佛教大学の学生ボランティアを募り、入居者の誘導や出店の手伝い等を担ってもらいます。(ただし新型コロナ感染症の感染状況により中止の場合もあります)

③ 大学生への介護技術講習

今年度も社会福祉援助技術現場実習に行く佛教大学社会福祉科学生に対して、和順の里職員が、移乗、移動、着替えをはじめとする介護技術の講習を行います。

④ 実習生の受け入れ、

例年通り、佛教大学福祉学部社会福祉学科(通学及び通信課程)の社会福祉援助技術現場実習及び佛教大学保健医療技術学部看護学科の臨地実習等の受け入れ実習指導を行います。

*コロナ感染状況を見ながら実施できるように努めます

2、本年度の施設運営の主要目標

- (1) サービスの質の向上(介護サービスの質の向上とケアプランの適正化) IIとIIIに対応
- (2) 感染症対策の見直し・徹底 Iに対応
- (3) 新たな介護保険制度への対応 IIIに対応
- (4) 施設内研修の充実(介護技術の向上やキャリアアップを目指して) IIに対応
- (5) 委員会活動の活発化 II, III, IV およびリスクマネジメントに対応
- (6) 職員の環境改善と確保 IV, Vに対応
- (7) 収入の向上と支出の適正化 Iに対応
- (8) 地域社会への貢献 IIに対応
- (9) 災害対策の見直し Iに対応
- (10) 事務機能の充実 IVに対応

3、事業計画の詳細

(1) サービスの質の向上(ケアプランの適正化と介護サービスの質の向上)

特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の介護、看護、機能訓練、栄養関係等は、すべて各個人ごとのケアプラン(施設サービス計画書及び短期入所サービス計画書)に基づいて行われます。サービスの質を向上させるために以下のことに気を配りながら適切なケアプランの作成を行い、それに基づいたサービスを実施します。

① ケアプランの適正化と個別ケアの徹底

ケアプラン作成・実行の流れは、アセスメント(その人に関わる情報収集と評価・分析)→ニーズの抽出→ケアプランの作成→プランの実施→モニタリング(うまく行っているかどうかの確認)→再アセスメント→循環(アセスメントからモニタリングの繰り返し=ケアマネジメントサイクル)となります。

○入居者・家族の気持ちの把握と適切な対応

アセスメントの際に最も重要なのは、本人（家族）の気持ちをしっかりとらえるということです。ケアプランの目指すところは、「望む暮らしとよりよい生活の実現」ですので、出来る限りの努力をし、入居者個々の生活歴の把握をするとともに、本人（家族）の気持ちをしっかりとらえるようにします。

○適切なアセスメントに基づくケアプランの作成

本人（家族）の生活に対する意向をしっかりと捉えるとともに、健康状態、栄養状態、生活機能（食事、入浴、排せつ、移動、移乗等々）、環境、性格等について、適切なアセスメントを行い、ニーズ（課題）を導き出し、ケアプランを作成します。

○ケアプランに基づく適切なケアの遂行

いくら立派なケアプランを作成しても、それが実行されなければ意味がありません。介護職員、看護職員、機能訓練指導員、管理栄養士、生活相談員（介護支援専門員）環境整備員、事務職員というすべての職員が連携・協働をしながら、適切なケアを行うようにします。

○介護技術の向上

入居者が施設でよりよい生活を送るためには、各個人が自力でできないところを支援してスムーズな日常生活を送っていくことがベースになります。生活の核である三大介護（食事、入浴、排せつ）を入居者それぞれに適切に行うためには、支援する職員は正しい介護技術を身につけていることが必要ですし、どの介護職員が行っても同質の介護がなされなければなりません。そのためには、各介護職員の技術の標準化と技術の向上が必要です。

施設内研修や外部研修で最新の介護技術を身につけるとともに、介護マニュアルの見直しも行いながら、介護技術の平準化の努力を続けたいと思います。

②ケアサービスの質の向上

ケアサービスの基本は、自立支援を目指した利用者本位の介護です。

自己決定、自己選択を尊重するとともに、着替えはもとより、可能な限りの離床、自力排泄を促すように自立支援へ向けてのサービスを行うよう努力します。

○人権を尊重した職業倫理と職業哲学の確立

ここ数年介護職場における殺人や虐待のニュースが大きく取り上げられ、介護現場に対する信頼が大きく揺らいでいます。和順の里では、決してそのようなことが起こらないよう、職員相互に注意し合うとともに、職員に人権意識を喚起するように、施設内研修や各フロア会議等を通して職員全員に人権を尊重した職業倫理の浸透を図る取り組みをしていきたいと思っています。

○行事とレクリエーション

施設における生活は、職員が意識していろいろな活動を行わないと、毎日同じことの繰り返しで、日常生活がマンネリ化してしまいがちです。和順の里においては、生活にメリハリをつけることができるよう、今年度もコロナの状況を見ながらできる限り季節の全体行事と各フロアを中心としたレクリエーションに取り組みたいと思います。

季節行事は、入居者の生活に季節感を持たせる重要なものです。また、入居者の家族にとっては、季節行事は職員や他の入居者、家族とふれあい、楽しめる大切な機会です。さくら祭り、秋まつりという施設全体の行事を充実させるとともに、日常的なレクリエーション活動を行い

たいと思います。

○医療、看護、介護の連携

施設における嘱託医師と看護職員が一番大切な役割は、適確な判断により入居者の健康・生命を守るとともに、望まれる方には看取りへの援助を行い、家族及び関係職員にその入居者の健康状態を分かりやすく伝え、納得と安心を与えるということです。

昨年度も、家族を交えて終末期を見据えた医療カンファレンスが多くの開かれ、家族のみならず職員も納得の上でターミナルケア（終末期ケア）が実施されました。施設看取りを望む本人、家族は年々増加しています。今年度も介護保険の趣旨に従って、入居者一人ひとりに関わる全職員が連携を図りながら、看取り介護の質向上に向けた努力を続けていきたいと思っています。

また、入居者の細やかな健康管理ができるよう、看護職員は、日常的な処置、薬の管理、経管栄養の管理等に励むとともに、他職種との連携と役割分担を明確にしなが、入居者に寄り添う看護を実施していけるようにしたいと思っています。

○食の充実

入居者にとって、食事は大きな楽しみの一つであり、どのような食事が提供されるかは入居者にとっては大きなことです。そのため、常に入居者・職員の声を聴きながら、入居者一人ひとりの食べやすい形の食事を提供することが大切です。そして、旬のものを食べる季節料理や行事の際の食事は、目を楽しませ、新たな感動を与えます。

厨房運営については、業者委託しておりますが、和順の里の管理栄養士は、委託業者との連絡を密にし、食事委員会などにおいて提出された意見を集約し、入居者一人ひとりに合った形態で、おいしい、旬のものを提供してもらえるように努力していきたいと思っています。

また、入居者一人ひとりの健康の維持・向上のための栄養マネジメントは、健康管理のみならず介護予防の一環として大変重要な役割を担っています。関係職員と連携を取りながら、ケアプラン（施設サービス計画）との整合性を図り、適切な栄養マネジメントを行い、入居者一人ひとりの健康状態の維持管理に役立てていきたいと思っています。

○介護予防・リハビリテーション（口腔衛生と機能訓練）

介護予防のメニューの内容には、栄養マネジメントと並んで、口腔ケアとリハビリテーションが挙げられています。口腔内を清潔にすることは、様々な病気を予防することになります。特にベッドで長く過ごされる方にとっては、肺炎を予防するためにも、口腔内を清潔に保つことは非常に大切です。6年前から、歯科医師及び歯科衛生士と連携し、多くの入居者に月1回の歯科診療と週1回の口腔ケアを行っておりますが、介護現場においても、日常的に口腔内の清潔に心掛けて介護を行います。

また、リハビリテーションについては、機能訓練指導員を中心に入居者一人ひとりが少しでも生活機能を維持・向上できるよう、介護職員との連携の下、計画的な機能訓練のみならず、車いすでの姿勢や就床時のポジショニングにも工夫を凝らしてきました。入居者の生活機能は年々重度化していますが、生活機能の維持・向上を図るため、今年度は、機能訓練指導員の増員をも図りながら、個々人のケアプランに沿った個別機能訓練計画を立案し、より充実した機能訓練に向けて努力していきたいと思っています。

③リスクマネジメントの実施

いくら丁寧な介護を行っていても、事故により骨折などが起こっては、せっかくの努力がふいになってしまいます。リスクマネジメント委員会において集められたヒヤリハット、事故報告書の分析を行うとともに、それに基づいて作成された事故予防策について、定期的に検証し直し、再発防止に努めます。

(2) 感染症対策の見直し・徹底

昨年度は幸いにも新型コロナウイルス感染症に感染した入居者・職員はありませんでしたが、感染予防のため、ご家族様の面会制限(窓越しの面会やLINE を利用しての面会等)はもちろんのこと、入居者の外出は全く行えず、レクリエーションも十分に行えない状況でした。

今年度は感染症を施設内に持ち込まないための努力を今まで以上にするとともに、感染症が発生した場合でも、当施設が介護サービスの業務継続できるような仕組み(BCP)を構築し、日々変化する感染症について随時感染症対策委員会を開催して見直ししていきたいと思いをします。

(3) 新たな介護保険制度への対応

昨年度介護保険制度の改定があり、入居者個々人の病気(医療)、精神的・身体的状況(介護、リハビリ)、食事の状況(栄養状態)等データを集約して国に報告して、国から提案されるその入居者に適切な医療、介護、リハビリ、食事等の活用によって、再度プランを練り直し、実施し、評価し、再実施し(PDCA サイクル)、その結果を国に報告しながらケアの質向上を図るように求められております。

この制度を「LIFE」(科学的介護情報システム/Long-term care Information system For Evidence)と言っています。

今年度は、LIFE 実施に取り組むべく委員会を立ち上げて、計画・実施・浸透できるようにします。

(4) 施設内外研修の充実

近年、施設職員のキャリアアップのシステム(キャリアパス)の確立が叫ばれています。それは職員一人一人が、自分の仕事の意味を理解し、人権を尊重した職業倫理に基づいた職業哲学(介護哲学)を持ちながら、知識を蓄え、技術を高めてステップアップしていくことです。

ステップアップの基本は、それぞれの自己啓発活動ですが、忙しい日常の中で時間を見つけて、自己学習するということは、なかなか難しいことです。施設外の研修は短時間で介護の質向上できるように、業者と提携してネットを活用して研修を実施していきます。施設内研修を充実し、それぞれの自己啓発の一助とし、職員の質の向上を図っていききたいと思いをします。

各職員への面接を行いキャリアに応じた研修を提供し、介護の質向上に努めたいと思いをします。

月	施設内研修会	職員グループ研修	その他
4月		マナー研修	令和4年度事業・予算説明会
5月	感染症対策	マナー研修	令和4年度事業・予算説明会
6月	救急救命	接遇研修	
7月	リスクマネジメント	接遇研修	
8月	身体拘束等	コミュニケーション	
9月	防災対策	コミュニケーション	
10月	褥瘡防止	認知症	
11月	リスクマネジメント	認知症	
12月	身体拘束・虐待	個人情報保護	
1月	感染症研修（演習）	個人情報保護	
2月	キャリアアップ研修		
3月	看取り		

(5) 委員会活動の活発化

施設内に必要な委員会を設け、委員会活動を活発化することにより、入居者のより良い生活を作り出すことができ、職員自身の意識も高まり、職務の改善によって仕事自体の活性化も図れることとなりますので、それぞれの職員が委員会の役割を自覚し、活発な活動が展開できるよう努力していきたいと思います。

今年度予定している委員会は以下の通りです。

- 感染症対策委員会 ○褥瘡防止委員会 ○リスクマネジメント委員会
- 口腔ケア委員会 ○行事委員会 ○地域・広報委員会 ○食事委員会
- ケア委員会（排泄・入浴） ○身体的拘束適正化委員会 ○防災対策委員会
- 看取りケア委員会 ○入所判定委員会 ○衛生委員会 ○LIFE委員会

(6) 職員の安定確保への努力

昨年度末に介護職員に数名の退職者があり、補充が十分にはできていない状態でした。

介護職員の数はあまり変化ありませんが、職員の交代により正規職員が減ってきており、また正規職員として外国人を数名採用しましたが、即戦力にはならず一人立ちするまでに時間を要しています。外国人介護職員が一日も早く正規職員としての仕事ができるように、教育システムを整えたいと思います。

今年度は、より多くの日本人介護職員が採用できるよう努力するとともに、看護職員、機能訓練指導員、生活相談員の採用も行いたいと思っています。

(7) 収入の向上と支出の適正化への努力

施設の収入は、介護保険からの収入と入居者の個人負担金で、その他の収入はほとんどありません。

施設の収入を安定させるためには、入居者及びショートステイ利用者をいかに確保するか

にかかっています。

今年度は、入居及びショートステイ全体の稼働率の達成目標を 94.0%とし、稼働率を高める努力をし、収入の安定に努めたいと思います。介護職員の充足状況にもよりますが、入居者とショートステイ利用者の合計が施設に常に 100 人以上生活しておられるようにしていければと思います。(目指すところは、平均稼働率特養 96%、ショートステイ 70%です)

また、安定的な経営のためには、支出のコントロールも非常に大切なことです。支出の適正化を図るため不必要な支出を抑えるとともに、備品等の購入は本当に必要なものなのか、ヒアリングを行う中で、将来的なことも見据えて計画的に行うようにしていきたいと思っています。

また、開設から 20 年目となりますが、いろいろな設備や備品が老朽化し、不具合が出てきています。必要な修理・修繕と共に入れ替え等も入札や見積もり合わせを行いながら、より適正な価格で購入・改修できるよう慎重に考えていきたいと思っています。

(8) 地域社会への貢献

① 家族介護者教室

原谷地区の要介護者を抱える家族の方に呼びかけ、介護保険の制度や介護の方法や認知症、成年後見制度等介護家族に役立つような制度、技術を知っていただけるよう、家族介護者教室を開催いたします。コロナ感染状況をみて対応いたします。

③ 相談窓口の設置

一般の人たちにとって福祉の制度の使い方や、介護に関することはなかなか分かりづらいものです。地域住民を対象に介護を中心に福祉全般にわたる相談を受け付ける「相談窓口」を事務所内に置き、生活相談員等が丁寧に対応します。

④ 地域交流

昨年度は新型コロナの影響により地元原谷地域の行事や祭りなども中止となり、地域交流ができませんでした。今年度はコロナの影響を考えながら地域交流を試みようと思います。

④ 広報の配布

年間 1～2 回発行を予定しています「和順の里だより」を地域住民に回覧、配布等の方法で供覧し、地域の人たちに、和順の里への理解を深めていただくようにします。

⑤ 定期的な施設周辺の清掃

地域委員が中心となり参加可能な職員を募って、施設周辺の掃除を行います。

⑤ 災害発生時の避難所の提供

和順の里並びに佛教大学は、平成 23 年 4 月 1 日に地元原谷地域（区）連絡協議会並びに金閣社会福祉協議会自主防災部と災害発生時には、原谷地区に居住する介護の必要な高齢者および未就学児童のいる家庭を可能な限り受け入れる旨の「災害発生時の避難に関する各施設使用の覚書」を締結しています。

災害発生時には、可能な限りの地域協力を行います。

(9) 災害対策の充実

阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震をはじめ風水害も各地で発生しております。災害対策に対する委員会を継続しマニュアルの見直し、地域を含めた災害訓練も実施して災害対策をしていきます。

(10) 事務機能の充実

事務の仕事は、経理、人事管理、設備管理がその主なものです。

人事管理については、職員の安定確保が不十分な状態でした。特に介護職員が各フロアに足りない状況です。福祉就労状況を考えて昨年度から取り組んでおります外国人採用も含んだ職員確保に努力していききたいと思います。

また、職員の健康管理も人事管理上重要なことですので、必要な健康診断を行うとともに、衛生委員会の定期開催により、職員の労働安全衛生を図るとともに、職員一人ひとりが適正な労働時間を守ってもらえるよう、職員ともども努力をしていききたいと思います。

設備の管理については、開所 20 年目を迎えましたので、各種機械類の経年劣化が見られ、昨年度は給湯器を取り換えております。冷暖房の不具合は、身体の弱い入居者にとっては、健康に大きな影響を与えますので、計画を立てて取り換えていきます。

特に事務の仕事は、入居者が気持ちよく過ごすこと、また現場の職員が気持ちよくスムーズに仕事ができるように、環境を整えることが重要な仕事ですので、そのことにいつも気を配りながら仕事を進めたいと思います。

各部署の年間計画

【1 階介護職員】

令和 4 年度年間目標

○レクリエーションに力を入れ入居者の生活の質の向上に努める。

1) 行事とレクリエーション

- ・自立度が比較的高い方も多い中、多種多様な ADL、ニーズにも即応した支援・ケアを心掛け、個別ケアによる生活の質の向上に努めます。
- ・全員が同じレクリエーションができなくても利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重したケアが提供できるよう職員の意識を高め、専門職としての力量を発揮できるよう日々努めます。
- ・レクリエーションを通して利用者間で良好な関係構築ができるよう援助します。
- ・利用者一人ひとりがこれまでの生活歴からみてとれる趣味・趣向を日々継続でき残存能力の活用を図るとともに意欲的で活動的な日常を送れるようにします。

- ・生活の中にメリハリをつけて、体内リズムを整えることで精神的、身体的にも健やかに過ごしていただけるよう援助します。
- ・過去の趣味だけにとらわれず新しい活動の提供も行っていきマンネリ化した日常に変化をつけ、認知症の予防に繋げていきます。
- ・季節に合わせた食材での調理レクリエーション（食事作り、おやつ作り）を入居者の意見を取り入れ、企画・実施するように努めます。
- ・地域の行事に参加できることがあれば、可能な限り入居者にも参加していただき地域との繋がりを持って生活してもらえるように援助します。
- ・2大施設行事（さくら祭り・秋祭り）への参加を通して、楽しみや季節感を感じて頂き、ご家族と過ごせる貴重な時間を大切にします。
- ・利用者とそのご家族に納得、満足、安心していただけるケアの提供を心掛けます。

2) 個別ケアの充実と適切なケアプラン

- ・各入居者に対しケア担当者を割り振り、その人一人ひとりの思いや望む暮らしを検討し、援助します。
- ・各入居者のこれまでの生活や習慣など個別ケアに必要な情報の収集と職員間での情報共有を行い、“その人らしい”が送れるように援助します。
- ・日々の生活から入居者と家族の気持ちを汲み取り、ケアサービスを向上していくよう努めます。
- ・適切な個別ケアを行うために、出来るだけ多くの情報を取り入れアセスメントを行い、ケアプランを作成し、そのサービス内容を職員間でしっかり共有し、ケアの実践につなげ、評価していきます。また評価でしっかりと振り返りを行い、さらなるケアにつなげられるよう検討します。
- ・定期的にご家族の方には近況報告を行うようにして、ご家族様にも関わりを持っていただきながら、入居者・ご家族の方が安心できる施設生活を提供します。
- ・終末期を迎える入居者・ご家族の方が不安なく、穏やかな気持ちで終末期を過ごして頂けるように、必要な知識と技術の習得に努めます。また、振り返りを必ず行い、今後の対応に生かせるようにします。

3) サービスの質の向上

- ・入居者が安心かつ安全に暮らせるよう危険予測し事故防止に努めるとともに再発防止の対策を講じます。
- ・入居者を敬い、接遇面で安心感・信頼感を与えられるような援助を行います。職員とも良好な関係を構築し、快適な施設生活を送れるようにします。
- ・申し送り、PC記録、連絡ノート等を活用し、入居者の情報共有に努めます。各々が利用者の状態把握を漏れなく行い、日々ケアの見直しを行います。
- ・職員全てが三大介護を始めとして入居者に安心・安全な介護を提供するために、新人職員の育成しながら、教える側の職員もケアの方法を見直し、相互に高め合い、同レベルの介護技術が行えるようにします。
- ・終末期になっても、入居者が最後まで施設を家の拠点として生活していただけるように、信頼・安

心を得られるような介護職員となるよう努力します。

- ・施設内外への研修へ積極的に参加し、その得た知識をフロア会議等で報告、勉強会を行い、各職員がお互いに知識を深め、共有し介護へのサービスの質向上に努めます。

4) 介護予防・リハビリテーション

- ・看護職員や機能訓練指導員と連携し、その方に合った必要なリハビリテーションを行うように努めます。
- ・口腔ケアや食前の体操を徹底することで、誤嚥性肺炎のリスクを減らし、入居者が出来るだけ健康で生活していただけるように援助いたします。
- ・生活の中のリハビリが行えるように看護職員や機能訓練指導員と実行していきます。
- ・健康状態・リスクを考えながらも、「食の楽しみ」を提供できるように、食事・間食を栄養士や看護職員と連携し提供します。

5) 各部署・各階との連携

- ・入居者の生活を支援していく中で必要な情報の交換と共有を図ります。
- ・部署内での情報の交換・共有を行い業務がスムーズに行えるようします。
- ・各階の情報共有し、介護感や介護技術の統一を図ることができるように努力していきます。

【2 階介護職員】

○フロア理念として「自分もしくは両親の方が入所したいフロア作り」を掲げ今年度以下のことを中心に行っていきます。

① ケアプランの適正化と個別ケアの充実

- ・各入居者の今まで歩まれてきた生活歴などの情報を収集し、現状を理解した上で「出来ること」に目を向けてアセスメント・プラン作成していきます。
- ・プランの情報共有・個別ケアの実践・定期的にモニタリングを行い、個別ケアの充実化に結び付けます。

② サービスの質の向上

- ・アセスメントと根拠に基づきながら援助を行います。
- ・入居者の意思を尊重した語り掛け・コミュニケーションを行い、信頼関係を構築するように努めていきます。
- ・入居者が施設内でも快適に生活を送れるように、よりよい環境整備に努めていきます。
- ・接遇マナーの向上に取り組み、サービス内容の充実化を図ります。
- ・「食」に力を注ぎ、家族様及び他部署と連携を図り、慣れ親しんだ味や食の提供を行い、食の充実化を図ります。

③ 安全対策への取り組み

- ・未然に事故を防ぐために、入居者のADLに適した環境整備を提供します。
- ・リスク管理を行い、事故防止への対策を講じます。
- ・会議にて事故報告書やヒヤリハット報告書などの事例を検証し、対応策を検討します。
- ・機能訓練や生活リハビリによって身体機能の維持を図ります。

④ 情報共有・連携強化・業務改善

- ・入居者の個別ケア・より効率かつ効果的のある援助を行うために職員間同士の情報共有だけでなく各部署ともに連携・情報共有しながら日々業務に努めるようにします。
- ・施設内・外の研修内容を積極的に取り入れ、意識・知識・技術の向上を図ります。
- ・申し送り専用書式を活用し、情報共有システムの確立を図ります。

⑤ 看取りへの取り組み

- ・看取りに関する指針に基づき嘱託医師・医療機関・家族と緊密に連携を取り、入居者の尊厳を尊重した看取りを行います。

⑥ 楽しみのある行事・アクティビティーサービスの提供。

- ・四季に応じた行事を企画し、楽しみ・生きがい・自己実現の一助となるよう援助します。
- ・ご入居者の日常生活を明るく楽しく心身の活性化に寄与するため、可能なかぎり、お一人おひとりのニーズに応じたアクティビティーサービスを提供できるよう、取り組んでいきます。
- ・個別的に外出レクを行い、各入居者の楽しみを提供するように努めます。
- ・社会の中で生活していただける機会を提供できるように企画・実践していきます。

【3階介護職員】

1. サービスの質の向上

○ケアプランの適正化

- ・入居者、一人一人の生活歴を踏まえ、よりよい施設生活が送れるよう入居者の意向はもちろん、家族の望むような生活に近づくようなプラン作成を行い、充実した生活を送って頂くよう援助します。
- ・他部署との連携を図る事で、その方に合った、より細やかなケアプランを作成し、個別ケアを実施していきます。
- ・フロア目標として『報連相の徹底』を継続し、入居者の情報共有・家族との連携を図りより細かな対応をする事でケアの充実を図っていきます。
- ・新人職員や中堅職員には、ユニットケアや個別ケアの必要性、重要性を踏まえ今まで以上に質の向上を図るよう指導していきます。
- ・安心、安全、安楽な介護技術を確立、ボディメカニズムの活用により利用者、職員の負担軽減を図ります。また各職員の介護技術の標準化を図り、質の高いケアを目指します。

○リスクマネジメント

- ・職員全体が常に危険を予測し未然の事故防止に努めます。
- ・事故が発生した際にはフロア内で情報共有を行い、フロア会議やユニット会議で事故を検証し再発防止を目指します。
- ・職員間で技術の差がないように介護技術を統一し事故リスクの軽減を図ります。

○医療

- ・日常の入居者の体調変化への気付きや急変時の対応など適切に行えるように医療知識の向上に努めます。
- ・感染対策、褥創予防、事故予防としてマニュアルを熟知し早期に対応出来るように努めます。
- ・看取りに対しての家族、本人の要望や希望により沿い、フロア間での情報共有に努めていきます。

2. 人権を尊重したケアの徹底

- ・入居者の「人権・尊厳」を考えフロア内の各会議にて入居者への対応を見直し、日々のケアを充実していきます。
- ・介護職員としてプロ意識を持ち、入居者への言葉遣いや対応の仕方等、接遇にも力を入れていきます。
- ・ユニットリーダーを中心に職員の指導を行い、お互いに注意し合える環境作りに取り組んでいきます。
- ・各担当職員の考えを尊重しながら、チームケアの徹底を図ります。

3. 行事とレクリエーション

- ・レクリエーション委員会を活用し、年間を通して充実した施設生活を送れるよう、企画・実行していきます。
- ・日々の生活の中で空いた時間を活用しレクリエーションを実施する。
- ・個別レクリエーションはケアプランを基にその人に合ったものを考え、その人らしいレクリエーションを実施していきます。
- ・フロア内で広報誌、家族に向けた手紙や写真を作成し、日々どのように生活されているかを知って頂けるような取り組みをしていきます。

4. 看取りケア

○より良い終末期を迎えるために

- ・看取りに関する指針に基づき、入居者の尊厳を尊重した責任ある看取りに取り組みます。
- ・その方に合った看取り方法を模索し、家族のサポートはもちろん、本人様に対しても穏やかな終末期が送れるよう、情報の共有や状態観察、他部署との連携を強化し看取りケアを行っていきます。
- ・入居者の看取りを行った後は、次の看取りケアに繋げていけるよう振り返りを行います。

5. ユニットケアの促進

- ・ユニット会議を開催しユニットリーダーを中心に意見交換や情報共有の場を設け、ユニットケアの推進を図っていききたいと思います。またユニットならではの小グループを活かし、馴染みの関係や落ち着ける環境作りの提供を行っていきます。
- ・担当職員やユニットを中心に、個別ケアに取り組み、その人らしさや何を望んでいるか、入居者や家族の思いに寄り添いながら、ケアの充実を図っていきます。
- ・入居者の変化や言動を観察し、より細かな対応をする為、適宜ユニット内で情報共有を行っていきます。

【医務室年間目標】

『入居者の健康管理に努め、安心・安全・安楽な生活を他職種と共に支援する。』

- 1、健康保時の援助を行う。
 - ・慢性疾患の細やかな状態観察を行い、他職種からの情報を共有し、アセスメントする。
 - ・異常の早期発見に努め、異常が認められた場合、本人・ご家族の希望も踏まえ、嘱託医の診察や、必要に応じて外部受診し対応する。
 - ・入居者の重度化が進行しており、急変の可能性が高い。心身の状態変化に応じて、医師や家族を交えてのカフェリスを重ねる。場合によっては「看取り介護の同意書」を作成しながら他職種と共にケアに取り組む。
 - ・内服薬、外用薬、衛生材料、酸素ボンベ、VS測定器などの医療物品の管理を行う。
 - ・吸引器などの医療関係物品の定期洗浄と管理を行う。
 - ・年2回、4月定期診察・定期採血・10月定期健診（胸部レントゲン、血液、尿検査）実施。
又状態に応じて嘱託医指示のもと採血、心電図検査を実施。尿検査・心電図検査を行う。
- 2、感染予防の取り組み。
 - ・コロナウイルス感染に対する予防を徹底する。
 - ・インフルエンザや肺炎球菌などの予防接種の実施。
 - ・常に標準予防策に準じた感染予防対策をする。
- 3、褥瘡予防の取り組み。
 - ・褥瘡発生予防に関する指針に従い、他職種と協働し適切な看護、介護を目指す。
- 4、入居者の暮らしを支える為に、他部署と連携を取る。
 - ・ケアプランの作成時や毎日の申し送りなどで、その人にあったケアを助言する。
 - ・委員会活動に参加する。
- 5、自己研鑽に努める。
 - ・日々進歩する医療や、看護・介護の知識・技術、諸制度などについて、積極的に情報を得たり、研修会に参加する。
 - ・ケアの専門家としての自覚・責任のある行動がとれるよう努力する。
- 6、適宜業務内容を見直す。
 - ・より安全・スムーズに業務が行えるよう検討する。

【生活相談員】

■ 個別サービスに基づいたケアプランの適正化

- ①他職種との連絡・調整を行い昨年度同様、入居者の視点に立った生活支援型のポジティブなケアプラン作成に努める。
- ②モニタリングの充実を図りマネジメント能力の向上に努める。
- ③ターミナル期に於いては入居者・家族の意向を把握した上で、ケアとキュアのバランスに配慮したケアプラン作りに努める。

■ 身体拘束ゼロへの取り組み

これまでの拘束事例の再検討、及び外部研修への参加を通じて研鑽を深め、引き続き身体拘束ゼロを目指す。

■ 入居者家族等との絆を強化

- ①ターミナル期に臨んでは、家族との窓口的役割を担い医療カンファレンスの開催を始め、精神面でのフォローアップ等、より充実した終末期ケアに向けた体制作りの強化を図る。

■ 関係諸機関との連携の強化

①長期入所

医療機関への受診、退院時の情報を共有及び正確な伝達を行い、継続した看護・介護を入居者に提供できるよう協力病院を含めた医療機関との連携を強化する。

②短期入所

ケアカンファレンス等を通じ居宅介護支援事業所、主治医、他サービス事業所との連携を強化し、継続性のある質の高い介護サービスを提供することで在宅生活をサポートする。

■ 地域との連携

地域活動への参加・各種福祉サービスに対する相談窓口としての機能を通じ、福祉施設への理解、協力を求め、共生社会の実現を目指す。

■ ベッドコントロール

申請者の状況として、年々、医療ニーズの高い方、認知症重度の方が増えている。柔軟に受け入れられるよう各部署と連携し目標稼働率達成を目指す。

【栄養士・厨房】

- 1) 厨房委託先と共に食事の大切さを理解し、日々の楽しみの一つとなるような食事の提供と安全な食事の提供を目指す。
 - ・ 季節感や食への楽しみを感じていただける食事の提供をする。
 - ・ 季節ごとの行事にあわせ、旬の食材を取り入れた献立づくりをする。

また、松花堂弁当を準備し普段とは違った雰囲気のある食事を提供する。

	行事名	料理名
4月	お花見	お花見弁当
5月	端午の節句	筍ご飯 柏餅
6月	夏越祓	水無月
7月	七夕	七夕膳
8月	夏まつり	屋台料理
9月	敬老会 秋分の日	にぎりずし おはぎ
10月	秋祭り 運動会	屋台料理 行楽弁当
12月	クリスマス会 大晦日	クリスマスバイキング 年越しそば
1月	お正月 七草 鏡開き	おせち料理 七草粥 おぜんざい
2月	節分	巻き寿司
3月	桃の節句 春分の日	ひな寿司・甘酒 ぼたもち

- ・ 嚥下困難・咀嚼力低下にあわせたソフト食の導入を進めていく。ミキサー食の方を中心に味付けはもちろんのこと見た目でも楽しんで頂けるよう、毎月行事食の時にはソフト食を提供していく。
 - ・ 選択メニューを行い、入居者の好みの食事を本人が選べる機会を提供する。
 - ・ 食中毒予防のための衛生管理を行い、安全な食事の提供をする。
 - ・ 家庭的な雰囲気を感じていただけるよう、入居者と共に調理レクリエーションを行う。また、厨房職員の実演による食事の提供も取り入れていく。
 - ・ 喫茶の開催を毎月1回行い、普段のおやつとは違った雰囲気を楽しんで頂く。
- 2) 栄養ケアマネジメントにより、入居者一人一人にあった栄養量の設定や嗜好にあった食事の提供を行う。他職種と連携をとり健康の維持・向上を目指す。また、褥瘡発生リスクの高い低栄養者のリストアップを行い、低栄養の改善に向け食事の工夫を行っていきます。
- 3) 開所当初より使用している食器は消耗してきており入れ替えを行い、新たな食事環境の提供を行う。
- ・ メニューに合った食器や入居者に合った食器を選び、介護職員、厨房職員と共に検討し入れ替えを行っていきます。
- 4) 食事委員会の開催を定期的に行い、入居者や介護職員の意見を集約し献立作成や行事食に生かし、より充実した食事の提供を目指す。

- 5) 災害時に備え非常食の確保を計画的に行っていく。
購入した食材を使用し、非常時に備えた訓練を行えるよう計画を立てていきます。また購入する食材は無駄にすることなく日々のメニューに組み込めるような内容を吟味し、購入していきます。
- 6) 栄養補助食品・増粘剤の見直しをする。年々栄養補助食品や増粘剤の使用頻度が増し、費用の拡大につながっています。現在使用中の食品等が入居者の状態にあった物であるか、費用の面でも安価で良い商品がないか検討していく。

【機能訓練指導員】

施設生活の中でその人らしい生活をして頂くために、身体機能、ADL、QOLの維持向上を図ります。

- ① 個々の身体機能・精神機能に合わせた機能訓練の実施
 - ・身体評価をもとに歩行や関節可動域訓練等の個別に行う機能訓練や日常生活動作の中で行う生活リハビリテーション、集団で行う体操やレクリエーション、また、洗濯物を畳んだりおしぼりを巻くといった軽作業等、入居者様の主体性や自主性を尊重し個々の状態に応じた機能訓練計画を作成し、多職種と連携しながら実施していきます。また三ヶ月に一度、ご家族様へ現状を報告し、安心して頂けるよう努めていきます。
- ② 入居者様の状態に合わせた環境設定
 - ・身体機能に適したベッドや介助物の配置といった環境整備の助言を行います、車椅子の調整、福祉用具や歩行補助具の選定を行っていきます。褥瘡リスクの高い方にはマットレスや車椅子クッションの選定を行います。また靴などの購入の際にもご本人に適したものが購入できるよう介護職員に相談及び助言していきます。
- ③ 他職種との連携
 - ・日々の状態の変化や生活目標等の情報を共有し、スタッフ全員が同じ意識の中でそれぞれの業務が出来る様に看護師、管理栄養士、生活相談員、介護職員と連携に努めます。
- ④ 生活リハビリの充実
 - ・機能維持や介護予防を目的に日常生活動作の中で出来る事と出来ない事を評価し、介護職員と連携を取りながら日常生活の中で残存機能を活用する事で、活動性の向上を図り、日々の生活を通して身体機能の維持が出来るよう努めていきます。
- ⑤ 福祉用具の活用
 - ・ノーリフトケアを推進し福祉用具の導入や積極的な活用を行い利用者の自立支援を図るとともに職員の介護負担の軽減に努めます。
- ⑥ リスク管理の徹底

・機能訓練中の事故や急変等に注意を払い、訓練前の状態確認や情報収集に努めリスク管理をしっかりと行い事故防止に努めます。また事故報告書やヒヤリハット報告書を通じて事故の再発に努めていきます。

【事務】

経理について

1. 令和3年4月より、介護報酬改定が行われ、新しい加算も増えました。新しい加算を取得するための整備を行い、介護保険請求・入居者への一割負担金の請求を的確に行いながら、正しく収支計上が行うことができるよう努めます。
2. 令和4年2月から、介護職員処遇改善支援補助金が導入されました。介護職員以外へも支給することも可能です。的確な水準で賃金として支給できるようにします。また、介護職員処遇改善支援補助金ですが、10月から処遇改善加算に移行されます。現行処遇改善加算と特定処遇改善加算の3つの加算から得た収入を介護職員等に適正な形で支給が行えるように努めます。
3. 法人が経営する事業予算を適切に執行し的確な財源確保に努め、収入の安定を図り分析するとともに支出の無駄を省き収支のバランスを図るよう努めます。

設備・機器について

1. 施設全体の設備等も19年目を迎え、老朽化している機器も増えています。必要な機器について、更新できるように努めます。令和3年度、給湯設備の更新を行いました。令和4年度は空調設備の更新が出来るように調査を行い、令和5年度に空調設備の更新を行えるようにします。
2. 施設内の機器・備品ですが、年数を重ね老朽化している機器・備品があります。今年度コロナ防止策として施設内には、必要最低限の業者しか入ることが出来なかったため、今年度予定していたベッドの修理を行うことが出来ませんでした。令和4年度はベッドの入替や修理、老朽化した車椅子入替を行うとともに介護現場で必要な機器を導入したいと思います。

その他

1. 他部署との業務が円滑に行われるように、事務関係書類の作成や提出の手順を整備し各部署に浸透させることに努めます。
2. 平成29年度より、社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、社会福祉法人が保有している資産や情報について明確に提示しなければなりません。的確な情報の開示を行えるように努めます。
3. BCPについて、何時どこで自然災害等が発生するかもしれません。地域との連携が重要になってきます。災害対策に関する施策を作成し、地域の方と連携できる体制を整備していきます。